



共同方式の運営方法の例

共同方式には、様々な運営方法があるところ、代表的な運営方法について紹介します。

■ 相談員巡回方式

連携する市町村が共同して相談員を雇用（又は委託契約）し、相談員が各市町村を巡回して相談対応する方式。

■ 相互乗入方式

各市町村の窓口でそれぞれ相談員を雇用し、各窓口で他の連携市町村の住民の相談にも対応する方式。

■ 中心市町村集約方式

構成市町村のうち、中心となる市町村の広域的対応窓口が一括して相談を受ける方式。

複数の地方公共団体が連携することにより、各地方公共団体の負担が軽減され、対象となる外国人住民も多くなることから、費用対効果が見込めるなどのメリットがあります。

また、近隣の地方公共団体と共同方式で窓口運営をすることにより、生活圏を共有する外国人住民への相談支援を効果的に行うことができます。

共同方式の実際の事例については「第3章2（7）広島市、府中町、海田町、熊野町及び坂町（P．55）」を御参照ください。